長野保健医療大学学則（抜粋）

（卒業に必要な授業科目の履修と単位数）

第 13 条　リハビリテーション学科の各専攻の卒業に必要な授業科目の単位数は、次の表のとおりとする。

区　　分		教養科目	専門基礎科目	専門科目	合　計
理学療法学専攻	必修科目	19 単位	29 単位	－単位	48 単位
	選択科目	7 単位以上	7 単位以上	72 単位以上	86 単位以上
	合　計	26 単位以上	36 単位以上	72 単位以上	134 単位以上
作業療法学専攻	必修科目	19 単位	29 単位	－単位	48 単位
	選択科目	7 単位以上	8 単位以上	75 単位	90 単位以上
	合　計	26 単位以上	37 単位以上	75 単位	138 単位以上

2　看護学科の卒業に必要な授業科目の単位数は、次の表のとおりとする。

区　　分	基礎分野	専門基礎分野	専門分野	合　計
必修科目	17 単位	23 単位	72 単位	112 単位
選択科目	8 単位以上	2 単位	4 単位	14 単位以上
合　計	25 単位以上	25 単位	76 単位	126 単位以上

（学修の評価及び単位の授与）

第 14 条　授業科目を履修した学生に対しては、GPA 制度を導入し、学修の成果を S(90 点以上)、A（80 点以上 90 点未満）、B（70 点以上 80 点未満）、C（60 点以上 70 点未満）、D（60 点未満）の 5 段階で評価し、S、A、B、C を合格とする。

2　成績評価の厳格化のため、成績評価基準に GPA 制度を導入する。

3　前項に定める成績評価基準をもとに、履修単位の上限設定（CAP 制）を行う。

4　あらかじめ履修する旨登録された授業科目を履修し、合格した者には所定の単位を与える。

（試験）

第 19 条　試験は、履修した科目について、学期末に行う。ただし、学長が特別に認めた授業科目は、この限りでない。

2　前項の試験のほか、学長は臨時に試験を行うことがある。

3　正当な理由により受験できなかった者には、学長が認めた限度内において追試験を行うことがある。

（試験の方法）

第 20 条　試験の方法は、筆記試験による。ただし、授業科目によってはレポート等の提出をもって試験に変えることがある。

（学位）

第 22 条　学長は、前条により保健科学部の卒業を認定された者に対して、学士（理学療法学・作業療法学）の学位を授与する。

2　学長は、前条により看護学部の卒業を認定された者に対して、学士（看護学）の学位を授与する。

3　学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。